

能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日

石川県立能楽堂

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示された、業種別ガイドライン作成の求めに応じて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和2年5月25日、令和2年9月18日、令和3年10月15日、令和4年9月20日、令和4年10月31日、令和5年1月4日、令和5年3月13日改訂）公益社団法人全国公立文化施設協会）及び「能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月29日公益社団法人能楽協会）を参考にして、石川県立能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国の対処方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）の改訂等があった場合は、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

2 感染防止のための基本的な考え方

設置者（石川県）及び施設管理者（県立能楽堂）、公演主催者は、施設の特性や予定される公演等の規模や内容、来場者層の感染や重症化リスク等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を鑑賞等するために施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講ずる必要があります。

（1）「三つの密」の回避

能楽堂は、感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- ・密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- ・密集場所（多くの人が密集する場合がある）
- ・密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場合がある）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めます。

（２）リスク評価

① 飛沫感染・エアゾル（マイクロ感染）のリスク評価

施設における換気状況を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、対面近距離での長時間の会話等が頻発する場所等の状況を評価します。

② 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内で人と人が触れ合わない程度の距離が確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染や医療環境状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

3 すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じます。

なお、以後のすべての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数にかかわらず共通となります。

- ・必要回数のワクチン接種の推奨
- ・個人の判断により必要に応じたマスクの着脱
 - マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- ・手指の消毒や手洗いの推奨

- ・咳エチケットの推奨
- ・相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- ・常時換気の励行（来場者を除く）
- ・各自で検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - 検温時の高い発熱の目安としては、37.5度以上、または37.5度未満でも平熱よりも高い場合が該当

4 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置を講じます。

（1）来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止策を講じていることをホームページや会報誌等に掲載すること等により、来場者等に事前に広報・周知します。

- ・発熱時、咳、喉の痛み等、体調不良時の来館控え
- ・施設内での必要に応じたマスクの着脱
- ・高齢者などの感染リスクの高い周囲の来場者等への配慮
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・手指の消毒や施設内での手洗い
- ・施設内での人と人が触れ合わない程度の距離の確保

（2）従事者に関する感染防止策

- ・本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底します。
- ・執務エリアでの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤などジョブローテーションを工夫します。
- ・執務エリアでも事務用品等の共用は避けるとともに、必要に応じて手指消毒用の消毒液を設置します。
- ・会議や打ち合わせ等では、従事者間において人と人が触れ合わない程度の一定の距離が保てるよう努めます。

（3）施設内での具体的な感染防止策

① 飛沫感染防止策

リスク評価①を踏まえて、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するとともに、長時間の大きな声での会話の抑制を図ります。

- ・マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際においては、必要に応じてマスク着用を推奨してください。
- ・対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等では、換気に注意したうえで、取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行います。

② エアゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

能楽堂の空気調和設備は、各種法令等により規定の設備が設置されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ります。

- ・専門事業者による空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、可能な限りの換気量を確保します。
- ・施設内は、空気調和設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ります。

③ 接触感染防止策

リスク評価②を踏まえて、手指消毒や手洗いの励行を行います。

- ・必要に応じて施設の共用部分（トイレ等）に手指消毒用の適切な消毒液を設置します。

（４）茶室利用時の遵守事項

別館にある茶室「対青軒」と「犀庵」の利用については、このガイドラインとは別に定める「石川県立能楽堂別館茶室利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防に係る遵守事項」によるものとします。

（５）その他、施設内での感染防止策

① チケット窓口

- ・オンラインチケット化を推奨します。

② 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋を着用します。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行います。

5 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請します。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込を行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価(①②③④)を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ・ 仕込み、リハーサル、撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
- ・ 会議や稽古等は、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けた利用としてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応やかかる費用の分担等について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席(収容率)

- ・ 来場者の配席については、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ なお、高齢者等が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、感染防止に努めるようにしてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じてマスクの常時着用を依頼し、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・楽屋は密にならないように定員を調整するとともに、常時換気を励行してください。
- ・楽屋等の狭いスペースでの待機時や、飲食、洗面スペース利用時など、マスクを外しての利用に際しては、各場所に応じた定員制限や会話を抑制するなどの対応をしてください。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。なお、主要な関係者については、必要回数のワクチン接種を推奨してください。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場を控えてもらうケースを事前に周知してください。また、その際の公演振替えやチケット代金の払い戻し等の諸条件については、事前に告知してください。
- ・施設内でのマスクの着脱は個人の判断ですが、高齢者などの感染リスクの高い周囲の来場者等への配慮を必要に応じて促してください。
- ・入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔の確保を図ってください。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- ・石川県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食、会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒清掃を、適宜行ってください。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。(消毒液は、施設管理者が貸与します。)

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には会場内では、一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、マスク未着用者同士が隣り合っている場合でも、一定の感染抑制が可能となります。

併せて、開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声についても、必要以上に制限を行わないよう留意ください。

また、休憩時間や入退場時には密集が発生しないように対策を講じてください。

【公演関係者（特に出演者）⇔ 来場者間の感染防止策】

- ・ 来場者の案内や誘導に際しては、人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じて不織布マスクを着用してください。
- ・ 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえで、取扱者は必要に応じて不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

【来場者 ⇔ 来場者間の感染防止策】

- ・ マスク着用については基本的には個人の判断を尊重し、一律的に着脱を強いるものではありません。一方で、公演や施設利用等の特性により、高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際においては、必要に応じてマスク着用を推奨してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・ 休憩時間や入退場時には人と人が触れ合わない程度の距離を取るよう促してください。

(6) その他

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 物販にかかわる関係者は、必要に応じて不織布マスクの着用や手指消毒を行ってください。
- ・ 貸出物については、消毒を行うなど清潔を保ってください。

7 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- ・発生した感染者等の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備します。
- ・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に石川県の対応方針に従って検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には、出勤や公演参加を控えるようにしてください。そのうえで、発熱などの症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、国や石川県の対応指針等に沿って対応してください。
- ・また、感染者発生時の対応について、公演実施の基準等を事前に定めてください。